

小千谷市訪問型サービス(介護予防訪問介護相当サービス)サービスコード表 …… 平成29年度はA1、平成30年度からA2へ変更

令和元年 10月1日～

※生活援助従事者研修の修了者が身体介護に従事した場合は、サービス提供できない

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位
種類	項目					
A2	2421	訪問型独自サービスⅣ/2	ニ 訪問型 サービス費 (独自)(Ⅳ)	事業対象者・要支援1・ 要支援2(週1回程度) 267 単位 ※1月の中で全部で4回まで		1回につき
A2	2424	訪問型独自サービスⅣ/2・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20人以上にサービスを行う場合 ×90%	
A2	2521	訪問型独自サービスⅤ/2	ホ 訪問型 サービス費 (独自)(Ⅴ)	事業対象者・要支援1・ 要支援2(週2回程度) 271 単位 ※1月の中で全部で5回から8回まで		1回につき
A2	2524	訪問型独自サービスⅤ/2・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20人以上にサービスを行う場合 ×90%	
A2	2631	訪問型独自サービスⅥ/2	ヘ 訪問型 サービス費 (独自)(Ⅵ)	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度) 286 単位 ※1月の中で全部で9回から12回まで		1回につき
A2	2634	訪問型独自サービスⅥ/2・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20人以上にサービスを行う場合 ×90%	
A2	1421	訪問型独自短時間サービス/2	ト 訪問型サ ービス費(独自) (短時間サ ービス)	事業対象者・要支援1・ 要支援2 (20分未満) 166 単位 ※1月につき22回まで		1回につき
A2	1424	訪問型独自短時間サービス/2・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20人以上にサービスを行う場合 ×90%	
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数	特別地域加算	所定単位数の 15%加算		1回につき
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10%加算		1回につき
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算回数	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5%加算		1回につき
A2	4011	訪問型独自サービス初回加算/2	チ 初回加算	200 単位加算	200	1月につき
A2	4013	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅰ/2	リ 生活機能向上連携加算	生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100 単位加算	100
A2	4012	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅱ/2		生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算	200
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1000 加算	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1000 加算	
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の55/1000 加算	
A2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の90%加算	
A2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の80%加算	
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ル 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の63/1000 加算	
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の42/1000 加算	

小千谷市訪問型サービス(サービスA)サービスコード表 ※緩和した基準によるサービス

※生活援助従事者研修の修了者が身体介護に従事した場合は、サービス提供できない

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位		
種類	項目							
A2	2411	訪問型独自サービスⅣ	ニ 訪問型 サービス費 (独自)(Ⅳ)	事業対象者・要支援1・ 要支援2(週1回程度) 214 単位		214	1回につき	
A2	2414	訪問型独自サービスⅣ・同一		※1月の中で全部で4回まで 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20 人以上にサービスを行う場合 ×90%	193			
A2	2511	訪問型独自サービスⅤ	ホ 訪問型 サービス費 (独自)(Ⅴ)	事業対象者・要支援1・ 要支援2(週2回程度) 217 単位		217		
A2	2514	訪問型独自サービスⅤ・同一		※1月の中で全部で5回から8回まで 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20 人以上にサービスを行う場合 ×90%	195			
A2	2621	訪問型独自サービスⅥ	ヘ 訪問型 サービス費 (独自)(Ⅵ)	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度) 229 単位		229		
A2	2624	訪問型独自サービスⅥ・同一		※1月の中で全部で9回から12回まで 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20 人以上にサービスを行う場合 ×90%	206			
A2	1411	訪問型独自短時間サービス	ト 訪問型サ ービス費(独自) (短時間サ ービス)	事業対象者・要支援1・ 要支援2 (20分未満) 133 単位		133		
A2	1414	訪問型独自短時間サービス・同一		※1月につき22回まで 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20 人以上にサービスを行う場合 ×90%	120			
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数	特別地域加算	所定単位数の 15%加算				1回につき
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10%加算				1回につき
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算回数	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5%加算			1回につき	
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	チ 初回加算	200 単位加算	200		1月につき	
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅰ	リ 生活機能向上連携加算	生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100 単位加算	100		
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅱ		生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算	200		
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 137/1000 加算			
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 100/1000 加算			
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000 加算			
A2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90%加算			
A2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80%加算			
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ル 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 63/1000 加算			
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 42/1000 加算			

小千谷市訪問型サービス(サービスA委託)サービスコード表 ※緩和した基準によるサービス

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位		
種類	項目							
A4	1111	訪問型独自委託サービス1	ニ 訪問型 サービス費 (独自)(Ⅶ)	事業対象者・要支援1・ 要支援2(週1~2 回程 度) 1時間 111 単位 ※1月の中で全部で8回ま で	身体介護を含まない生活援助(洗濯・掃除・買い物)に限定		111	1時間1回 につき
A4	1112	訪問型独自委託サービス1.5	ホ 訪問型 サービス費 (独自)(Ⅷ)	事業対象者・要支援1・ 要支援2(週1~2 回程 度) 1.5時間 166 単位 ※1月の中で全部で8回ま で	身体介護を含まない生活援助(洗濯・掃除・買い物)に限定		166	1時間30 分1回につ き

小千谷市通所型サービス(介護予防通所介護相当サービス)サービスコード表 … 平成29年度はA5、平成30年度からA6へ変更

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位	
種類	項目							
A6	1213	通所型独自サービス/21回数	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	380 単位	380	1回につき	
A6	1223	通所型独自サービス/22回数		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	391 単位	391	1回につき	
A6	8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の5% 加算		1回につき	
A6	6129	通所型独自サービス若年性認知症受入加算/2	若年性認知症利用者受入加算		240 単位加算	240	1月につき	
A6	6125	通所型独自サービス同一建物減算/21	事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に 通所型サービス(独自)を行う場合	事業対象者・要支援1	376 単位減算	-376		
A6	6126	通所型独自サービス同一建物減算/22		事業対象者・要支援2	752 単位減算	-752		
A6	6135	通所型独自サービス同一建物1回減算/31		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	94 単位減算	-94	1回につき	
A6	6136	通所型独自サービス同一建物1回減算/32		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	94 単位減算	-94		
A6	5020	通所型独自生活上向グループ活動加算/2	ロ 生活機能向上グループ活動加算 ※機能訓練指導員については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師、きゅう師を対象に含むものとする。		100 単位加算	100	1月につき	
A6	5012	通所型独自サービス運動器機能向上加算/2	ハ 運動器機能向上加算 ※機能訓練指導員については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師、きゅう師を対象に含むものとする。		225 単位加算	225		
A6	5013	通所型独自サービス栄養改善加算/2	ニ 栄養改善加算		150 単位加算	150		
A6	5014	通所型独自サービス口腔機能向上加算/2	ホ 口腔機能向上加算		150 単位加算	150		
A6	5016	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ/21	ヘ 選択的 サービス複数 実施加算	(1)選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善	480 単位加算	480	
A6	5017	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ/22		運動器機能向上及び口腔機能向上	480 単位加算	480		
A6	5018	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ/23		栄養改善及び口腔機能向上	480 単位加算	480		
A6	5019	通所型独自複数サービス実施加算Ⅱ/2		(2)選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700 単位加算	700	
A6	5015	通所型独自サービス事業所評価加算/2	ト 事業所評価加算		120 単位加算	120		
A6	6127	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ/211	チ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	事業対象者・要支援1	72 単位加算	72	
A6	6128	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ/212		事業対象者・要支援2	144 単位加算	144		
A6	6121	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ/221		(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	事業対象者・要支援1	48 単位加算	48	
A6	6122	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ/222		事業対象者・要支援2	96 単位加算	96		
A6	6123	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ/21		(1)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	24 単位加算	24	
A6	6124	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ/22		事業対象者・要支援2	48 単位加算	48		
A6	4012	通所型独自サービス生活機能向上加算/2		リ 生活機能向上連携加算		200 単位加算	200	
A6	4013	通所型独自サービス生活機能向上加算/2・運動		運動器機能向上加算を算定している場合		100 単位加算	100	
A6	6211	通所型独自サービス栄養スクリーニング加算/2	ヌ 栄養スクリーニング加算 ※6月に1回を限度とする		5 単位加算	5	1回につき	
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ル 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の59/1000 加算		1月につき	
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の43/1000 加算			
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の23/1000 加算			
A6	6113	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90% 加算			
A6	6115	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80% 加算			
A6	6118	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ヲ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の12/1000 加算			
A6	6119	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の10/1000 加算			

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位
種類	項目						
A6	8006	通所型独自サービス/21回数・定超	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	380 単位	定員超過の場合 × 70%	1回につき
A6	8016	通所型独自サービス/22回数・定超		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	391 単位		

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位
種類	項目						
A6	9006	通所型独自サービス/21回数・人欠	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	380 単位	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%	1回につき
A6	9016	通所型独自サービス/22回数・人欠		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	391 単位		

小千谷市通所型サービス(サービスA)サービスコード表

※緩和した基準によるサービス

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位	
種類	項目							
A6	1113	通所型独自サービス1回数	イ 通所型サービス費 (内容は介護予防通所介護相当と同様で、入浴はなし、利用時間(送迎除く)は3時間以上とする。)	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	304 単位	304	1回につき	
A6	1123	通所型独自サービス2回数		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	313 単位	313	1回につき	
A6	8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5% 加算		1回につき
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	若年性認知症患者受入加算			240 単位加算	240	1月につき
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に 通所型サービス(独自)を行う場合	事業対象者・要支援1	376 単位減算	-376	1回につき	
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2		事業対象者・要支援2	752 単位減算	-752		
A6	6145	通所型独自サービス同一建物1回減算1		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	94 単位減算	-94		
A6	6146	通所型独自サービス同一建物1回減算2		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	94 単位減算	-94		
A6	5010	通所型独自生活向上グループ活動加算		ロ 生活機能向上グループ活動加算 ※機能訓練指導員については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師、きゅう師を対象に含むものとする。		100 単位加算		100
A6	5002	通所型独自サービス運動器機能向上加算	ハ 運動器機能向上加算 ※機能訓練指導員については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師、きゅう師を対象に含むものとする。		225 単位加算	225		
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ニ 栄養改善加算		150 単位加算	150		
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算	ホ 口腔機能向上加算		150 単位加算	150		
A6	5006	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ1	ヘ 選択的 サービス複数 実施加算	(1)選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善	480 単位加算	480	
A6	5007	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ2		運動器機能向上及び口腔機能向上	480 単位加算	480		
A6	5008	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ3		栄養改善及び口腔機能向上	480 単位加算	480		
A6	5009	通所型独自複数サービス実施加算Ⅱ		(2)選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700 単位加算	700	
A6	5005	通所型独自サービス事業所評価加算	ト 事業所評価加算		120 単位加算	120		
A6	6107	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ11	チ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	事業対象者・要支援1	72 単位加算	72	
A6	6108	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ12		事業対象者・要支援2	144 単位加算	144		
A6	6101	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ21		(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	事業対象者・要支援1	48 単位加算	48	
A6	6102	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ22		事業対象者・要支援2	96 単位加算	96		
A6	6103	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ1		(1)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	24 単位加算	24	
A6	6104	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ2		事業対象者・要支援2	48 単位加算	48		
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上加算		リ 生活機能向上連携加算		200 単位加算	200	
A6	4003	通所型独自サービス生活機能向上加算・運動		運動器機能向上加算を算定している場合		100 単位加算	100	
A6	6201	通所型独自サービス栄養スクリーニング加算	ヌ 栄養スクリーニング加算 ※6月に1回を限度とする		5 単位加算	5	1回につき	
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ル 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 59/1000 加算		1回につき	
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 43/1000 加算			
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 23/1000 加算			
A6	6113	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90% 加算			
A6	6115	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80% 加算			
A6	6118	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ヲ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 12/1000 加算			
A6	6119	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 10/1000 加算			

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位
種類	項目						
A6	8003	通所型独自サービス1回数・定超	イ 通所型サービス費	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	304 単位	定員超過の場合 × 70%	213
A6	8013	通所型独自サービス2回数・定超	(独自)	事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	313 単位		

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位
種類	項目						
A6	9003	通所型独自サービス1回数・人欠	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	304 単位	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%	213
A6	9013	通所型独自サービス2回数・人欠		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	313 単位		

小千谷市介護予防ケアマネジメントサービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位
種類	項目					
AF	2111	介護予防ケアマネジメント	イ 介護予防ケアマネジメント費	要支援1・2 431 単位	431	1 月につき
AF	4001	介護予防ケア初回加算	ロ 初回加算	300 単位		
AF	6131	介護予防ケア小規模多機能連携加算	ハ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	300 単位		
AF	2112	介護予防ケアマネジメント B	ニ 介護予防ケアマネジメント B 費	431 単位	431	1 月につき